

# 体育館のご案内

## ☆施設内容

- ・フロアー（アリーナ） 1,184 m<sup>2</sup>
- ・ステージ ・卓球場（2階）



## ☆ 開館期間及び時間

- 通年 火～土曜日 午前 9：00 ～ 午後 9：00  
日曜日 午前 9：00 ～ 午後 5：00  
休館日 毎週月曜日

## ☆使用料

### 1 普通使用料

区分		土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日	
		専用使用 1時間	区分使用 1時間	専用使用 1時間	区分使用 1時間
貸切の場合	アマチュアスポーツ及び文化的 行事に使用する場合	500	300	600	400
	その他の催しに使用する場合	1,500	900	2,000	1,200
貸切以外の 場合	児童生徒及び高校生	1回1人につき		50	
	大学生及び一般	1回1人につき		100	

### 2 特別使用料

名称	使用区分	使用料
放送設備	1時間ごとに	300
舞台照明	1時間ごとに	500
電気料	1時間ごとに	500
暖房料	1時間ごとに	300

○ 体育施設条例第4条第1項の規定による許可を受けた場合の使用料

1人1時間までごとに 100円

※ 体育施設条例第4条第1項抜粋

第4条 体育施設において、物品販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

- 備考
- 1 児童生徒及び高校生が貸切使用する場合においては、普通使用料の2分の1の額とする。
  - 2 貸切使用する場合において、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行なう場合の使用料は、普通使用料の額の3倍の額とする。
  - 3 貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときには、1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
  - 4 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。